



令和 8 年 4 月 1 日から 水道料金・下水道使用料を改定します。

～ 我孫子市水道局・下水道課から大切なお知らせ ～

なぜ、水道料金・下水道使用料を改定するのですか？

水道料金

【水道管や施設の耐震化】

近年激甚化する災害や地震への備えが急務となっています。

【水道管や施設の更新】

昭和 40 年代から整備を行ってきた水道施設や水道管が更新時期を迎えており、更新工事が必要です。



下水道使用料



老朽化した下水道管の修繕費の増加や、物価高騰による維持管理費の増加などにより、現在の使用料水準では、今後の事業費用を賄いきれない見込みです。**老朽管の改築や地震対策を着実に進めていくため、**下水道使用料を改定することになりました。

*** 安心して水道・下水道を使い続けるために、ご理解いただきますようお願いいたします ***

水道料金・下水道使用料はどのくらい改定されるのですか？

1 世帯あたりの平均使用量 16 m³/月（口径 20 mm）の場合、**966 円/月 増額**します。

【 1 か月あたりの使用水量等と水道料金・下水道使用料（税込） 】

（イラストはイメージであり生活の仕方により使用水量等は異なります。）

口径		13mm		20mm		25mm	50mm
使用水量・ 下水道使用量		5 m ³ 	20 m ³ 	10 m ³ 	20 m ³ 	20 m ³ 	500 m ³
水道 料金	現行	979 円	2,695 円	1,287 円	2,882 円	2,882 円	207,977 円
	改定後	1,452 円	3,652 円	1,859 円	3,894 円	4,565 円	232,496 円
下水道 使用料	現行	1,089 円	2,453 円	1,089 円	2,453 円	2,453 円	179,542 円
	改定後	1,127 円	2,618 円	1,166 円	2,618 円	2,618 円	190,597 円
合計 金額	現行	2,068 円	5,148 円	2,376 円	5,335 円	5,335 円	387,519 円
	改定後	2,579 円	6,270 円	3,025 円	6,512 円	7,183 円	423,093 円

使用している水道の口径・ 使用水量・下水道使用量を確認するには？

料金・使用料はメータ口径、使用水量により計算します。

検針の際にお届けしている

【使用水量のお知らせ】の

「口径」「使用水量」「下水道使用量」をご確認ください。

水道料金・下水道使用料の計算方法等は、

裏面をご覧ください。

使用水量のお知らせ 令和 7 年 9 月分	
お客様番号	振替
使用者氏名	振替
使用地域	振替
請求予定	税等相当額 (377 円)
使用期間	令和 7 年 8 月 9 日 ~ 令和 7 年 9 月 8 日
今回指針	1,319 m ³ 前回水量 15 m ³
前回指針	1,303 m ³ 前年同月水量
旧メータ指針	m ³ 上水道料金
使用水量	16 m ³ 下水道使用料
下水道使用量	16 m ³
メータ番号	口径 20 mm
検針員	検針日 令和 7 年 9 月 8 日 次回
通信欄 お手続き方法はお客様センターまで。※既に口座振替でお支払いのお客	

水道料金・下水道使用料はどのように計算されるのですか？

「①メータ口径による**基本料金**」と、「②使用水量・下水道使用量に応じた**従量料金**」の合計額です。

①**基本料金**（1か月あたり）（税込）

②**従量料金**（1m³あたり）（税込）

口径 (mm)	水道料金		下水道使用料	
	現行料金	改定後	現行料金	改定後
13	979円	1,287円	1,089円 ※現行どおり	1,089円 ※現行どおり
20	1,166円	1,529円		
25		2,200円		
30		2,640円		
40		3,520円		
50		4,400円		
75		6,600円		
100		8,800円		
150		13,200円		
200		17,600円		

使用水量・ 下水道使用量	水道料金		下水道使用料	
	現行単価	改定後	現行単価	改定後
1～5 m ³	0円	33.0円	0円	7.7円
6～10 m ³	24.2円	33.0円		
11～20 m ³	159.5円	203.5円	136.4円	145.2円
21～30 m ³	207.9円	261.8円	144.1円	152.9円
31～40 m ³	260.7円	328.9円	166.1円	177.1円
41～50 m ³	317.9円	400.4円	211.2円	224.4円
51～100 m ³	380.6円	479.6円	287.1円	304.7円
101～1000 m ³	445.5円	479.6円	393.8円	418.0円
1001 m ³ 以上	445.5円	445.5円		

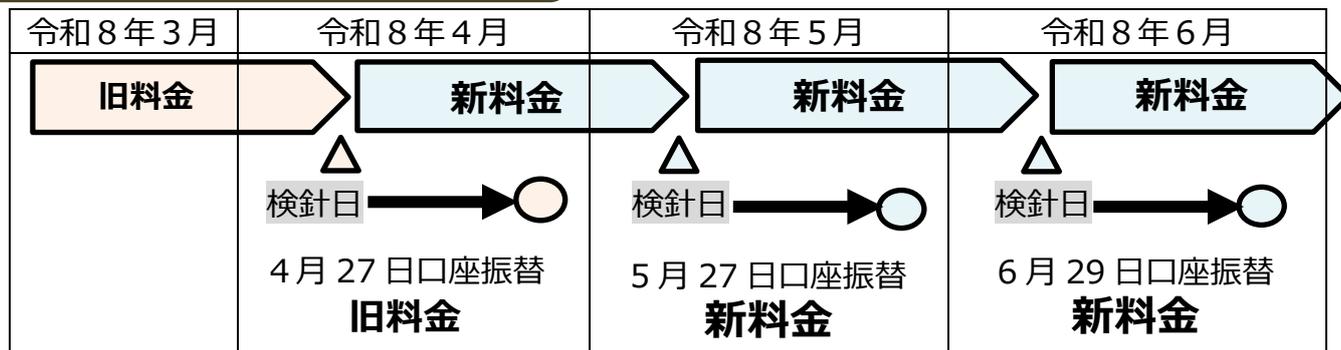
水道料金・下水道使用料の計算例【口径 20 mm 1か月あたり 使用水量・下水道使用量 各 16 m³】

水道料金 基本料金:1,529円 従量料金:1,551円 (33.0円×10 m³+203.5円×6 m³) 計 3,080円(A)

下水道使用料 基本料金:1,089円 従量料金: 948円 (7.7円×10 m³+145.2円×6 m³) 計 2,037円(B)

(A・B 1円未満切り捨て) **請求金額 (A+B) = 5,117円**

支払いに影響が出るのはいつから？



◆令和8年3月31日以前から継続して水道を使用している場合

口座振替：4月27日の振替は旧料金・**5月27日以降の振替から新料金**

納付書払い（銀行窓口・コンビニ・スマホ決済等）：4月20日頃にお届けする納付書は旧料金

5月20日頃以降にお届けする納付書から新料金

◆令和8年4月1日以降に水道を使用開始する場合は、新料金が適用されます。

令和8年9月から、検針・料金請求を「2か月に1回」に変更します。

検針・料金請求は毎月行っていますが、**令和8年9月から**お住まいの地域を奇数月と偶数月のグループに分け、毎月交互に検針を実施し、**水道料金及び下水道使用料を2か月に1回請求します。**

◆奇数月・偶数月の地域は、市ホームページ（以下、左側の二次元コード）で確認ができます。

◆検針日 月の6～12日に伺っていますが、6～9日に変更します。（災害等やむを得ない場合を除く）



水道料金・
2か月検針はこちら↓



下水道使用料
はこちら↓



◆問い合わせ先◆

水道料金の**改定**に関すること：我孫子市水道局給水課 04-7184-1185
 下水道使用料の**改定**に関すること：我孫子市下水道課 04-7185-1498
 料金・使用料の**支払**に関すること：お客様センター 04-7184-0116